

## 2-3 登録規程

### 第1章 総則

#### 第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本社会人アメリカンフットボール協会（以下NFA）の正会員（以下チーム）が行う個人会員（選手・スタッフ等）の登録について定め、円滑な運営に資することを目的とする。

#### 第2条（定義）

本規程で使用する用語を下記の通り定義する。

- (1) 「企業チーム」とはチーム情報登録におけるチーム形態として企業チームを選択したチームを指す。
- (2) 「クラブチーム」とはチーム情報登録におけるチーム形態としてクラブチームを選択したチームを指す。
- (3) 「継続選手」とは、昨年度の登録チームから引き続いて登録されている選手を指す。
- (4) 「再登録選手」とは、登録抹消を行ったチームより、移籍を経ずに、再度登録される選手を指す。
- (5) 「移籍選手」とは、直近で選手登録を行ったチーム以外のチームより登録される選手を指す。
- (6) 「新人選手」とは上記3号（継続選手）ないし5号（移籍選手）にあたらぬ選手を指す。
- (7) 「新規登録選手」とは、上記4号（再登録選手）ないし6号（新人選手）の選手を指す。
- (8) 「外国籍選手」とは、日本国籍、日本の永住権もしくは特別永住権を有しない選手を指す。
- (9) 「プロ契約選手」の定義は、以下の通りとする。2023年3月20日改訂  
クラブチーム：所属する選手のうち、競技活動により得られる収入、または競技活動により経費以上の収入をチームまたはスポンサー（個人スポンサーも含む）から収入を得ている者。  
企業チーム：所属する選手のうち、当該企業チームでの職場勤務実態が週4日未満で、かつ、主たる生計をアメリカンフットボールの活動によりたてている者。  
なお、CFLのチームに所属する選手は、当該シーズンにおいては、企業社員等として活動していないとみなし、プロ契約選手と位置付ける。
- (10) 「プロリーグ」とは、スポーツをすることを職業とし、それにより報酬を得ているプロフェッショナル選手やその指導者などで構成されたスポーツ組織のことを指す。
- (11) 「プロフットボール経験者」とは、当該プロリーグの定めたレギュラーシーズンの試合に出場経験がある者を指す。試合出場経験が無い事を証明出来ない場合は、試合当日のロスター登録をしているものとする。

#### 第3条（登録時期）

選手登録は年1回、理事会の定めた時期に実施できる。スタッフおよびチアの登録はいつでも実施できる。

#### 第4条（登録資格）

登録時満年齢が18歳以上の日本国に居住する社会の成員で、実社会で活動する者および大学院生（以下社会人）であること。

#### 第5条（資格確認）

新規登録選手は、所定の期日までにチーム代表者による「資格確認書」の提出を要する。

2. 登録時期の時点において、卒業見込みである新規登録選手の場合は、卒業証明書の提出を要する。また、登録資格は卒業証明書に記載されている卒業認定日の翌月初めから有効となる。

3. 登録時期の時点において、卒業見込みである新規登録選手が自己の都合で退学した場合も「資格確認書」または「退学証明書」（「除籍証明書」）の提出を要する。また、登録資格は退学証明書の日付の翌月初めから有効となる。

#### 第6条（登録費）

登録された者は、理事会の定めた別表の登録費を納めなくてはならない。登録費は登録された者の属するチームからの納付とする。

2. ドクターの登録費は無料とする。

3. NFAは登録されたものについて登録証を発行する。

#### 第7条（付保義務）

各チームは登録した選手について死亡、傷害を補償する保険への加入義務がある。

## 第2章 登録要件

#### 第8条（選手登録数の制限）

選手登録数及び試合出場選手数の上限は、運用細則別表の通りとする。

#### 第9条（プロ選手契約）2023年3月20日改訂

プロ選手契約を認める。

加盟チームは、契約したプロ選手にかかる統一契約書を理事会が定めた期日までに締結し、その契約書の写しの提出を要する。アメリカンフットボールの競技力向上及びリーグの持続的な発展への貢献を目的とし、高度プロフェッショナル人材としてのプロ選手契約を容認するものである

プロ契約選手人数の上限を、外国籍選手4名、日本国籍選手4名とする。

#### （情報の開示）

NFA及び加盟チームは、秋季シーズンの登録後、プロ契約した選手の氏名を、ホームページ等で開示する。

なお、他チーム等から調査要請があった場合、NFAは競技運営本部長及び監事による監査を実施し、規程に違反する事項があった場合には、罰則を適用するものとする。

#### 第10条（二重登録の禁止）

選手・役員・コーチ等を問わず、また大学・社会人を問わず2つ以上の公益社団法人日本アメリカンフットボール協会加盟チームに跨って登録することが出来ない。ただし、学生協会の2部以下のチーム及び高校の役員・コーチ等を兼任することはこの限りではない。なお、学生協会の1部リーグへの登録をする場合は、登録時に当該両チーム責任者の文書により申告書を添えなければならない。

#### 第11条（プロスポーツ経験者の選手登録）

日本国籍のプロスポーツ経験者の登録は下記条件で認められる。

- (1) 経験したプロスポーツの種類は問わない。
- (2) 登録日の1ヶ月前の末日迄に、協会宛て経歴書を添えて申請すること。

#### 第12条（外国籍選手の登録）2023年3月20日改訂

加盟チームは、以下の条件をすべて満たす場合は、1チーム当たり4名までの外国籍選手を登録することができる

- 1) 在日米軍軍人または軍属ではないこと。
- 2) NFLプロフットボール経験者でないこと。

なお、日本の大学を卒業した外国籍選手に関しては、既存所属選手を除き、外国籍選手とする。既存所属選手を外国籍選手としない期間は、「上限3年（2025シーズンまで）」とする。

なお、フィールド内で試合に参加できるのは、一時点において2名を限度とする。登録にあたっては、次の書類の提出を要する。

- 1) 外国籍選手登録申請書
- 2) 当該選手の略歴（フットボール歴を含む）
- 3) 就業ビザ、または在留カードの写し
- 4) 勤務先の在籍証明書またはプロ選手にかかわる統一契約書

#### 第13条（移籍）

選手の移籍については、移籍自由期間を除き、登録時に次の書類の提出を要する。ただし、退部届の提出から1年未満は2）、3）の書類が無い限り移籍は認められない。

- 1) 退部届（当該選手作成、協会に提出）
- 2) 登録抹消届
- 3) 移籍承諾書

2. 選手及びスタッフを引く抜き行為はこれを厳しく禁止する。移籍したかどうかに関わらず引き抜き行為があった場合には懲罰の対象となる。

#### プロ契約選手の移籍ルールについて（2023年度から適用）

- 1) 第1項にかかわらず、前年順位下位チーム所属のプロ契約選手が、前年順位上位チームへ移籍することを禁止する。  
上記にかかわらず、2022シーズンの最終順位は下記となり、7位の2チーム内 9位の2チーム内 11位及びArea1位-2位の4チーム内は、移籍可能とする。

【X1Super における順位】

1 位：富士通 2 位：パナソニック 3 位：オービック 4 位：エレコム 5 位：IBM 6 位：ノジマ  
7 位：アサヒビール、アサヒ飲料 9 位：胎内、東京ガス 11 位：オール三菱、otonari 福岡 Area 1 位-2 位：電通、PentaOcean

【順位上位、及び、順位下位の定義】

1 位と 2 位のチームがある場合、2 位は 1 位チームとの関係では「順位下位チーム」となる。逆に 1 位は 2 位チームとの関係では「順位上位チーム」となる。

2) 前年の総収入（住居費、交通費など含む、チームまたはスポンサー企業等から得た全ての収入をいう）を超える条件で、他チームへ移籍することを禁止する。

第 14 条（登録抹消）

登録抹消届はいつでも提出することができる。選手が登録抹消となった場合は、次回登録以降の選手登録時に再度登録が可能となる。登録年度の途中での再登録は出来ない。

### 第 3 章 公式戦参加資格

第 15 条（公式戦参加資格）

公式戦参加チームは、登録された満 20 歳以上の選手によってのみ、試合を行うことができる。

2. チームが登録抹消手続きを行わない限り、翌年度の登録も継続しているものとみなす。

### 第 4 章 雑 則

第 16 条（改正）

本規定の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

第 17 条（施行）

本規程は、2016年2月1日より施行する。

附則

この規定の改正を2023年3月20日より適用する。